

## 平成28年度秋田県犯罪被害者等支援推進会議の議事概要

日 時：平成28年11月9日（水） 午前10時～午前11時30分

場 所：秋田地方総合庁舎 605会議室

### 1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 8名

内 藤 徹	弁護士
寺 田 幸 弘	医師
齋 藤 和 樹	臨床心理士
塩 谷 尚 光	秋田銀行経営管理部部長代理
齋 藤 長 助	秋田被害者支援センター専務理事
三 浦 芳 子	交通死亡事故被害者遺族
米 森 昭 博	交通事故被害者自助の会・支援ボランティア
高 橋 寛 彰	秋田市市民相談センター所長

○秋田県

生活環境部高橋次長、古屋参事、山脇県民生活課長、県民生活課担当、子育て支援課、医務薬事課、雇用労働政策課、建築住宅課、教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、県警察本部警務課・犯罪被害者支援室、広報広聴課、生活安全企画課、少年女性安全課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課

### 2 秋田県生活環境部次長あいさつ

日頃より県政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、今年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とする「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」がスタートしております。委員の皆様には、昨年度、計画策定にあたり多大なるご指導とご支援をいただき、この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げます。現在県では、この基本計画に基づき各施策を進めており、このうち犯罪被害者等に対する県民の理解を深めるための取組として、6月30日の「犯罪被害者を考える日」にあわせて、能代市と大仙市のショッピングセンターや秋田駅で街頭キャンペーンを実施したほか、今月23日には、秋田市のアルヴェで「犯罪被害者週間・県民のつどい」を開催することにしております。この後、第二次基本計画の最終年度の実施状況を説明させていただきますが、こうした取組も第一次基本計画から数えますと10年という節目を迎えております。振り返りますと、計画に基づき事業を実施してきたものの、まだまだ支援の充実が必要だと考えております。これからも、犯罪被害者等の方々が早期に平穏な生活を取り戻すことができるよう、国、市町村、警察及び早期援助団体の皆様方と連携しながら、社会全体で被害者の方を支える取組を進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 3 議 事

#### (1) 第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画平成27年度実施状況について

第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき平成27年度の実施状況を説明。(略)

寺田委員	医療機関における証拠採取等の促進に関する事で、証拠採取のやり方が今年度から修正が加えられており、医療者側と警察とで認識に齟齬が生じていたが、警察から誠意あるご対応をしていただいで、私から産婦人科の先生方に今年の春からのやり方について周知を徹底した。警察でも各部署に連絡していると報告を受けており、今後とも良い形で協力関係ができるよう、よろしく願います。
齋藤(長)委員	犯罪被害に遭われた方、特に性犯罪に遭われた被害者の声を紹介したい。一つ目は、被害にあった現場に住むには強い抵抗感がある。二つ目は、一時避難所の提供をしてほしい。三つ目は、公営住宅への入居は短期がほとんどなので、中長期に入居できるようにしていただきたい。このように、被害者は、被害直後や中長期的な居住場所の確保を強く望んでいる。本年の5月から6月にかけて、性犯罪の住居侵入事件が連続したが、被害者の方の声は同じで、発生した現場であるアパートに住むのが怖い、抵抗を感じるとのことで、早急に転居を含めた居住場所の確保を望んでいた。そこで、建築住宅課にお伺いするが、前年度に引き続いて犯罪被害者に対して優先入居制度を継続して行ったとあるが、制度を利用した件数がどのくらいなのか、また、優先入居制度について手続きを含めて、どのように一般の方に周知を図っているのか教えていただきたい。 次に、子育て支援課にお伺いするが、DV被害者に対して入所申請が速やかに行われるよう調整したとのことだが、DV被害者が一時保護施設から退所し、母子生活支援施設へ入所するにあたって、施設や関係機関とどのような調整を図って入居申請を速やかに行っているのか、また、優先入居した件数について教えていただきたい。
建築住宅課	昨年度の優先入居の実績だが、犯罪被害者が優先入居制度を使って入居した実績はなかった。周知方法については、県営住宅の入居についてはホームページに掲載して周知を図っているが、窓口で相談があれば優先入居制度について説明している。
子育て支援課	女性相談所への一時保護、母子生活支援施設や婦人保護施設への入所にあたっては、関係する市町村と連絡をとるようにしている。例えば、一時

保護した方で、一旦自宅へ帰られてもまた戻ってくるケースもあることから、市町村と連絡を取り合って、丁寧に、対応を持続して見守るようなことをしている。件数だが、母子生活支援施設への入所は昨年度は2件、一昨年度は1件であった。婦人保護施設への入所は、昨年度は1件、一昨年度は2件であった。ちなみに、一時保護の件数は、昨年度は24件、一昨年度は34件であった。

齋藤（長）委員 県営住宅の優先入居制度をホームページ等で周知を凶っているとのことだが、効果は出ているのか。ホームページを見ての問い合わせ事例などはあったか。

建築住宅課 優先入居については、募集の内容としてホームページで周知しているところであるが、入居したいという方がいれば個別に相談していただくことにしており、効果ということではないが、相談に来られた方に対しては、きめ細かに対応しているところである。

齋藤（長）委員 被害者の声を紹介させていただいたが、実際にそのような方がいるので、制度があるということ、もう少し効果的に周知してもらえると、被害者の方も安心するのかなと思う。これから益々性被害が多くなることも想定されており、秋田被害者支援センターでも転居費用の支援をしているが、10万円という限度もあるので、優先入居制度について、早めに効果的な周知をしていただければ、よろしく願います。

内藤会長 私が関係している社会福祉法人で、DV対象の一時保護施設を見てきたが、部屋のほか、簡易な調理器具やバス・トイレが付いていて、かなり立派な施設であった。利用する人は多いのかと聞いたが、それほど多くないということで、性犯罪とは違うが、そのような施設があることも周知していただければと思う。

齋藤（和）委員 非常に多岐にわたる施策ですばらしいと思うが、これらの施策を行ったことによってどのような結果が得られたのか、どのような効果があったのかを測定することが大事になってくると思う。もし、あまり効果が上がっていないものがあれば、どうすればより効果的になるのかを検討するためにも、それぞれの施策について、実施する前に測定計画を盛り込んでどのように効果測定するのかを考えていただければと思う。

様々な制度・施策がなされており、中には実務者の研修についても報告されたものもあった。実際に良いサービスをするためには、やはり実務者の資質を高めていくことが非常に大切になってくると思うので、研修体制とか、それに伴う予算措置とかも併せて検討していただければと思う。

学校教育において様々な教育がされているという説明があった。命の大切さを教えるとか、いじめ予防とかはもちろん非常に大切だが、たとえば、

いじめや犯罪にあったら自分たちはどのようなストレスを感じるのかとか、そのようなストレスを軽減していくためにどういうことをしていったらいいのかなど、いわゆる心の健康教育、日本ストレスマネジメント学会などが推奨しているストレスマネジメント教育など、そのようなテーマの教育も、道徳教育とか予防教育とかとは違う視点で、取り入れていったら良いのではないかと思う。

三浦委員

県や市町村の総合的相談窓口だが、実際に被害が発生した場合には、警察とか専門家のところに行くことになると思われる。先般のニュースによると、自治体の総合的相談窓口はあまり利用されていないとのことであったが、秋田県の場合はどのような状況なのか。

また、広報関係だが、県のホームページに犯罪被害者支援関連の行事は掲載されているが、県民のつどいに関する広報を、具体的にどのように行っているのかお知らせ願いたい。

県民生活課

総合的対応窓口については、各市町村や県の地域振興局が犯罪被害に総合的に対応するということで設置しており、その担当者に対して研修を実施しているが、実際は被害者の方は警察に行くのが最初となるので、市町村や県の窓口で対応する事例は少ない状況である。

県民のつどいの広報だが、県のホームページに掲載しているほか、各関係機関にお願いして周知を図っていただいているところである。なお、県民に広く知ってもらうためには、テレビや新聞などのマスメディアに取り上げられることが効果的であることから、投げ込みもしている。

三浦委員

広報についてはもう少し早くしていただけたらと思う。先日、免許センターに行って免許を更新したが、その際に、県民のつどいのお知らせが資料として入っていたので、いろいろな機会に様々な場所で広報する方法があるのではないかと感じた。

市町村の相談窓口については、最初に被害者として警察で支援を受けるというのはわかるが、市町村が一番身近な所なので、その窓口で相談することはたくさんあると思うがあまり知られていない。せっかく設けた窓口が使われていないことは残念である。

高橋委員

市町村の相談窓口についてだが、秋田市の場合は私の方の市民相談センターで犯罪被害者の相談を受けることになっていて、犯罪被害者支援推進計画を昨年度作成し、庁内の相談体制を構築をしている。県の説明のとおり、最初は警察からいろいろなアプローチが行政に来ることになるので、市民相談センターとしては、関係課所室と関わりながら、出来るだけ被害者の心情に沿った形で、いろいろな相談にのっていきたいと考えている。

生活環境部

行政機関の窓口の関係だが、各警察署で主体となって相談機関連絡協議

会を開催している。警察署によって回数は違うが、各行政の相談機関と警察が連携をとっているところである。やはり行政機関では対応できないようなものも結構あり、その中で情報共有をしたり、個別に相談があった場合には個人情報に配慮しながら、関係する機関に連絡して対応していただくこともやっているところである。そうしたことについて行政機関も積極的に対応するなど、連携を深めながらやっていければ良いのかなと思っている。

県民生活課

県では、市町村等の窓口担当者に対して、警察や犯罪被害者センターの協力により研修会を開催しているほか、「犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関等のご案内」を毎年度作成している。これには、例えば、個々の市町村の担当窓口や電話番号、各警察署や被害者支援センター、検察庁、裁判所、労働に対する相談など、様々な相談機関の窓口でどんな相談を受けているかを記載している。この冊子を関係機関に配布しているほか、県のホームページにも掲載しており、これを活用しながら、各機関同士で、各相談機関を案内できるようにしている。しかしながら、被害者の方の中には、どこに相談したらいいのかわからない人もいることから、まだまだ周知が必要であると考えている。

内藤会長

一次的な相談機関が色々な施策を紹介できるような、総合的な窓口になることが望ましいのではないかと思う。私共も相談を受けることが多いが、これだけ詳細な基本計画を全て把握しているかというところでもないもので、これをまず消化することが大事だと思っており、相談機関の人たちについても、この大綱について最低これ位は大筋でわきまえているということであればよいのかと思う。

## (2) その他（平成28年度支援事業について）

平成28年度犯罪被害者等支援事業を資料に基づき説明。（略）

米森委員

平成28年度の支援事業について、事業の対象は、総合的対応窓口担当者研修会はその担当者だが、その他の事業については、県民全般だと思われる。県の広報として、犯罪被害を考える日街頭キャンペーンと、犯罪被害者週間については、事前に広報がされていてありがたいなと思ったが、期間は2週間程度であった。また、「生命のメッセージ展」を県庁で開催したということだが、Webにも出てないし一般の県民は知ることが出来なかった。せっかく社会的にWebを利用する動きが出始めたので、この次からは早めにWebに掲載していただきたいと思う。私は秋になると犯罪被害に関する様々なキャンペーンが行われるということで、図書館とか県庁の県民ホールなど色々なところを歩いて、チラシ等が置いていないか

探すこともあるが、どうしても目に付かない。興味を持って歩いている者に見当たらないということは、おそらく一般の県民には目に付かないだろうと思われるので、広報のあり方というのをあらためて考えていただきたい。

塩谷委員

平成27年度の実施状況や平成28年度の支援事業について説明があったが、こうした計画を立てる際には、基本方針があって、重点課題に基づき細かい施策が作られる。民間でも、そうした考え方に沿って施策を作るが、施策を実施する際は、どうしても施策を実施することが、本当は手段であるが目的化してしまうことがよくある。犯罪被害者の方を支援するという目的で施策を作っているはずなので、施策を実施することだけが目的にならないようにしていただきたい。先ほど各委員の方からもあったが、効果測定だとか、犯罪被害者の方の声を反映させるということが、まさに目的化させずに、PDCAで言うとチェックして修正したアクションに活かすということだと思うので、よろしくお願ひしたい。

高橋委員

昨日から明日まで秋田市役所のホールにおいて、「生命のメッセージ展」を開催している。新庁舎が出来て市民をはじめ県内外からの行政視察等で多くの方が庁舎を見に来ている。そのような関係もあり、現在、展示を行っているので、ご報告させていただく。

内藤会長

色々と意見があったので、今後、犯罪被害者等支援のための施策を実施する際に、反映してもらいたい。